

第二十八表 間歇的労働特ニ監督及監視ニ對スル超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ適用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬ノ率
佛蘭西	間歇的労働 (註)	—	一日二時間乃至四時間	普通ノ率
和蘭	店舗、事務所、「カフェー」及旅館、専ラ又ハ主トシテ監視ニ使用セラルル者	—	一日二十二時間	普通ノ率
波蘭	施設物並設備及原料ヲ監視スルコトニ使用セラルル者	—	一日二十二時間	普通ノ率

(註) 是等ノ除外例ハ法律實施ノ爲メ夫々ノ施行規則ニ於テ各種ノ施設物ニ對シ掲ケラル

(註一) 一九一九年四月二十一日の省回章は此の除外例の利益を享くる業務及び職業の表を示してゐる。

(註二) 從來發布された勅令は國營鐵道及び電信のみ適用す。

此の種の被傭者の労働時間は「チッコスロヴァキア」に於ては一日十二時間と定められてゐる。獨逸に於ては、それは團體協約又は聯邦労働大臣に依つて定められる。奥地利、白耳義、西班牙及び「チッコスロヴァキア」(或る事情に於て)に於ては特別の率を以て給與されねばならない。

第二十九表、特殊の職務を擔當する者に對する超過時間——工業及び商業の双方に適用する法律は何れも此の種の超過時間に付て規定を設けてゐない。

第三十表、或る季節又は一定日に對する超過時間——「ユーゴー、スラヴィア」に於ては、單に特別の

第二十九表 特殊ノ職務ヲ擔當スル者ニ對スル超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬ノ率
佛蘭西	仕事場事務員、取締、持場主任、組長及當直	—	當該企業ノ一般労働ニ對シ定メラレタル一日ノ限度ヨリ二時間	普通ノ率
小賣商業	管理人、仕事場又ハ各部主任、取締、組長又ハ監督、出席簿係	—	一日二時間以内	普通ノ率
保險業	事務所ノ「ボーイ」、出納係、出席簿係及類似ノ被傭者	—	當該企業ノ一般労働ニ對シ定メラレタル一日ノ限度ヨリ二時間トス	—
事務所、管理事務及私的代理店	支配人、出席簿係及類似ノ被傭者	—	二時間以内	—
銀行其ノ他	—	—	—	—

季節にのみ労働を行ひ且つ天候に依つて支配される企業は、権限ある機關に依つて課せられる或る制限に従つて超過時間の労働を行ふことを許される。

第三十一表、現實の若は急迫せる災害又は機械の修理の場合に於ける超過時間——工業及び商業に區別なく適用する大多數の法令は現實の若は急迫せる災害、設備に關する労働、修理其の他に對し除外例を許可する。斯くの如きは奥地利、白耳義、勃牙利、獨逸、「グアテマラ」、伊太利、「ラトヴィア」、「リニア」、葡萄牙、西班牙及び「ソヴィエット、ロシア」に於ける場合である。

斯る超過時間に關する形式は一般に權限ある機關に對する届出のみより成つてゐる。「ソヴィエット、ロ

シア」に於ては超過時間は爭議及評定の爲の地方委員會の決定又は斯る委員會の存在せざる時は權限ある労働組合の同意及び労働監督官の許可を以てのみ許される。特別の場合には後に労働監督官に届出をしなければならない。

延長の程度は勃牙利(一日六時間)、「チエッコスロヴァキア」(許可を與ふる機關に従ひ四週間乃至十六週間に於て一日二時間)、獨逸(緊急の場合の外一日二時間)及び「ロシア」(連續せる二日間に四時間及び一年に百二十時間)に於てのみ制限されてゐる。「エクアドル」に於ては、超過時間は單に損害を避け又は危險に對抗する爲に必要なる時の間のみ繼續することを得る。

奧地利、白耳義、「チエッコスロヴァキア」、獨逸、「ラトヴィア」、葡萄牙及び「ソヴィエット、ロシア」に於ては超過時間に對しては特別率を以て給與される。

第三十二表及第三十三表——亞爾然丁(「メンドサ」、「サン、ファン」及び「サン、ルイス」、奧地利、白耳義、加奈陀(「アルバート」、「エクアドル」、獨逸、「グアテマラ」、伊太利、「ラトヴィア」、「リシアニア」、葡萄牙、「ユーゴ」、スラヴィア、西班牙、瑞西(「バーゼル」市及び「グラールス」)及び「ソヴィエット、ロシア」に於ては、此の種の超過時間は確定的に定められた労働の繁忙又は労働の繁忙を招來する一切の其の他の不測の理由の爲めに許される。

西爾然丁、「メンドサ」、及び「サン、ルイス」、奧地利、白耳義、加奈陀(「アルバート」、「チエッコスロ

第三十表 或季節又は或定日ノ超過時間 (註一)

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬ノ率
歐羅巴	店舖	十二月二十日及一月六日間ノ日並復活祭前一週間		普通率
希臘	市日			普通率
	「パン」屋			普通率

（註一）
本表は、労働時間の超過に関する規定を示す。除外例は、特定の労働者や労働条件に適用される。延長期間の最長限度は、労働時間の超過を含む一日または一週間の労働時間の最長限度である。報酬率は、労働時間の超過に対する補償を示す。

輸入労働者	十二月二十日及一月六日間ノ日並復活祭前一週間		普通率
輸入労働者			普通率

第三十表 或季節又ハ或定日ノ超過時間 (註一)

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ勞働時間ノ最長限度	報酬ノ率
歐羅巴	店舖 十二月二十日及一月六日ノ間ノ日並復活祭前一週間 市日 「パン」屋 土曜日(配達人) 「クリスマス」及復活祭前五日間 新年前四日間 大祝祭日、不可抗力ノ場合ニ於ケル地方市日	警察官廳ノ許可	午後九時迄 制限ナシ、右ノ日後三十時間ノ休息時間 一年二十日間制限ナシ	普通率 普通率 普通率 普通率 普通率 普通率
希臘	工場又ハ作業場、店舖、事務所、藥劑店、カフェー、旅館及療養施設以外ニ於テ行ハル勞働ノ或ル季節ニ於ケル増	地方長官又ハ大臣ノ許可(註二)	男子ニ付テハ一週七十二時間、婦人及年少者ニ付テハ六十六時間(註三)	普通率
和蘭	定期的市日、市場日及地方祭日 土曜日(商業的企業及調製業)		四時間	特別率
荷蘭	「ソヴィエツト、ロシア」 (命令ハ毎年更新セラル)			特別率
亞米利加	規定ノ休日ノ前日及毎年十二月十四日及二十四日ノ間ノ日 土曜日、規定ノ休日ノ前日及毎年十二月十四日及二十四日ノ間ノ日		午前八時及午後十時ノ間制限ナシ 午前七時及午後十時ノ間制限ナシ	普通率 普通率

(註一) 丁抹ニ付テハ第二十六表註ヲ參照
(註二) 適當ノ時ニ必要ナル許可ヲ申請シ及之ヲ得ルコト不可能ナル緊急事件カ發生スルコトアル企業ニ付テハ大臣ニ於テ又ハ其ノ名ニ於テ斯ル場合ニ地方長官ノ特別許可ヲ得ルシテ規定ニ反シテ勞働スルコトヲ男子又ハ婦人ニ對シ條件附ニ又ハ無條件ニテ許可ヲ與ヘルコトヲ得、(右許可ヲ與フルニ當リ右許可ハ當日ヨリ一年以内ニ付與ヘラレ且右期間中二十四日以上又ハ許可ニ於テ定メラレタルヨリ短キ日數以上ニ付利用スルコトヲ得ス) 男子ハ一日十二時間一週七十二時間以上婦人ハ一日十一時間一週六十六時間以上勞働スルコトヲ得ス、又一般ニ定メラレル處ヨリモヨリ短キ時間數ノ勞働ニ關スル場合ニハ男子モ婦人モ一日十一時間一週六十六時間以上勞働スルコトヲ得サルコトヲ銘記スヘシ、右ノ許可ハ連續セル三日以上ニ亘リ利用スルコトヲ得ス且各場合ニ於テ日附ヲ記シタル文書ニ依ル届出ヲ市長及地方長官ニ發スルコトヲ要ス

(註三) 或ル企業ニ於テヨリ短キ勞働時間カ行ハル場合ニハ延長時間ヲ加ヘタル一週勞働時間ハ男子ニ付テハ一週六十二時間婦人及年少者ニ付テハ一週五十五時間ヲ超スルコトヲ得ス

[illegible]

第三十一表
現實ノ若ハ急迫セル災害又ハ機械ノ修理ノ
場合ニ於ケル超過時間

波	希	佛	丁	國
蘭	臘	蘭	抹 兒 童 及 年 少 者	名
損害ニ對シ企業ヲ確保シ且其ノ通常ノ活動ヲ保持スルト共ニ材料ノ損失又ハ機械ノ破壊ヲ防止スル爲現實ノ又ハ急迫セル災害ノ場合	修 理	切迫セル災害ヲ防止スル爲、救難ノ爲、又ハ企業ノ設備、裝置若ハ建物ノ不時ノ損害ヲ修理スル爲行フコトヲ要スル緊急勞働	豫見シ又ハ豫防スルコトヲ得ス且企業ノ正規ノ活動ヲ亂ス定期的性質ニ非サル自然の事件、災害又ハ其他類似ノ事件	除外例ノ性質
即時ニ權限アル勞働監督局ニ届出ツルコト	勞働ヲ開始スルヤ否ヤ權限アル警察官廳ニ届出ツルコトヲ要ス	縣勞働監督官ニ對スル事前ノ届出	勞働及工場監督官廳又ハ警察官廳ノ許可、緊急ノ場合ニ依ル届出ニ對スル文書ニ依ル届出	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式
救難作業ノ場合ヲ除キ一日十二時間ノ最長限度（日曜日ヲ含ム）	一日一時間半	使用者ニ依リ選擇セラルル一日ニ於ケル無制限ノ延長次キノ日ニ於テハ企業ノ一般勞働ノ爲ニ定メラレタル限度ヲ超ユル二時間	—	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ勞働時間ノ最長限度
特別ノ率	普通ノ率	普通ノ率	普通ノ率	報酬率

ヴァキア」、『ラトヴィア』、『リヌアニア』並に瑞西の「バーゼル」市（一年に二十六時間以上の超過時間の勞働が行はるゝ場合）及び「グラールス」に於ては、權限ある機關の事前の許可を必要としてゐる。白耳義に於ては、許可に對する一切の申請を爲すに先ち關係當事者間の協約の締結を必要としてゐる。○エ

「クアドル」に於ては、使用者は二十四時間以内に労働監督官廳に届出をしなければならない。獨逸に於ては、使用者は被傭者の法律上の代表者と協議しなければならないし、又伊太利に於ては、使用者は労働監督官に届出をしなければならない。西班牙に於ては關係當事者が協約を締結することを必要としてゐる。

延長時間は、概して云へば一日の制限(最長限度二時間)に依り且つ超過時間労働は若干日數の間及び一定時間數までのみ之を行ひ得る。即ち奧地利は一年に三十日間で一日に二時間、白耳義は一年に三ヶ月間で一日二時間、獨逸は場合に應じて無制限に一日二時間又は一年に三十日間で一日二時間、「ユーゴー、スラヴィア」は四週間に一日二時間(四ヶ月間に對して一年に三度許可を更新する)、「バーゼー」市は超過時間労働が許可を得て行はるか又は得ずして行はるゝかに從ひて一日一時間及び一年に二十六時間又は一日に二時間及び一年に百時間、「グラールス」に於ては許可を發する機關に依り、一年に十日間又は四十日間で一日に二時間である。西班牙に於ては此の理由の爲に労働する超過時間の全數は一月に五十時間又は一年に百二十時間を越ゆることを得ない。「エクアドル」に於ては超過時間は必要な最低限度に短縮しなければならない。

亞爾然丁の上述の各州、奧地利、白耳義、「グアテマラ」、「ラトヴィア」、葡萄牙、「ユーゴー、スラヴィア」、西班牙並に瑞西の「バーゼル」市及び「グラールス」に於ては斯る超過時間に對して特別の報酬

第三十二表 労働ノ繁忙、緊急ノ労働及例外又ハ特別ノ場合ニ於ケル超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例チ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間チ含ム一日若ハ一週ノ労働時間ノ最長限度	報酬率
「サルヴァドル」 加奈陀 「ヤニトバ」	藥種商、運送業、公益企業及商業的企業一般—仕事ノ繁忙 婦人及十七歳未満ノ年少者— 緊急労働	使用者及被傭者間ノ協定 監督官ノ許可	一週七十時間ノ最長限度	特別率 普通率
「オセアニア」 濠洲 「クレーンスラン ド」(註六) 「メスマニア」 (年少者及婦人)	仕事ノ不測ノ繁忙 仕事ノ例外的繁忙	労働監督官ニ對スル届出	一年十度 一年四十日以内一日十二時間	特別率 普通率
新西蘭	商品ノ販賣ニ直接關係アル特別労働	二十四時間以内ニ於テスル労働監督官ニ對スル届出	一日三時間、一年百二十時間	特別率

(註一) 各個ノ場合ニ於テ許可セラルル超過時間數ハ行政規則ニ依テ定メラル、第三十三表參照
(註二) 右ハ重大ナル祝祭日及地方市日ノ前日ニ許可セラルル超過時間ニ相當ス第三十表參照
(註三) 第三十表註ニ參照、但シ男子及婦人ノ労働時間ハ何レモ一日十一時間一週五十五時間ヲ超ユルコトヲ得ス
(註四) 許可セラルル超過時間數ハ(店卸シ)ノ爲ニ許可セラルル處ト同一ナリ
(註五) 此ノ除外例ハ十六歳未満ノ兒童ニ適用セス
(註六) 此ノ除外例ハ十六歳未満ノ兒童ニ適用セス

第三十二表 労働ノ繁忙、緊急ノ労働及例外又ハ特別ノ場合ニ於ケル超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬率
歐羅巴 埃地利	調製業—仕事ノ繁忙	第一次行政官廳ノ許可	一年六十日間一日十時間	特別率
白耳義	旅行案内所—仕事ノ繁忙 石炭、薪及建築材料商—仕事ノ繁忙	—	一日二時間—一年五十時間 一日二時間—一年百時間	特別率 特別率
佛蘭西	企業力處理セサルヘカラサル緊急作業(仕事ノ例外的繁忙) 藥種店—企業ノ直接近傍ニ於ケル災厄又ハ重大ナル災害ノ場合ニ立會フ爲直ニ行フコトヲ要スル緊急労働	労働監督官ニ對スル事前ノ届出 二十四時間以内ニ於テスル縣労働監督官ニ對スル届出	一年五十二時間乃至二百時間(註一) 一日ニ於ケル無制限ノ延長、次キノ各日ニ於テハ當該企業ノ一般労働ニ對シテ定メラレタル限度ヲ超ユルコト二時間	特別率 普通率
希臘	パン屋—例外的必要ノ場合	警察官廳ノ許可	一年十日無制限(註二)	普通率
利蘭	事務所、特別ノ事情又ハ仕事ノ堆積 工場、作業場、店舗、事務所、藥種店、カフェ、旅館及療養施設—例外的事情	地方長官又ハ大臣ノ許可(註三) 同 右	一日十時間、一週五十五時間 男子ニ付テハ一週七十二時間 婦人及年少者ニ付テハ一週六十六時間	普通率 普通率
阿弗利加 南阿 希 望 峰	特別労働	—	一年三十日以内一日三時間(註五) 一年二十一日以内一日三時間(註四)	普通率
「ナタール」	特別労働即チ正規ノ時間中爲スコトヲ得サル緊急又ハ其ノ他必要ナル労働	—	一週四日—一年三十日以内一日二時間(註五)	普通率
「トランスヴァール」	同 右	労働監督官ニ對スル届出	一年百時間(註五)	普通率
「ケニア」	正規ノ労働時間中爲スコトヲ得サル特別緊急労働	—	一年三十日以内一日三時間(註五)	普通率
南西阿弗利加	特別労働	—	—	普通率
亞米利加	「ボリヰア」 緊急又ハ例外ノ場合 「サルヰアドル」 藥種商、運送業、公益企業及商業的企業—仕事ノ繁忙 加 奈 陀 「マニトバ」 婦人及十七歳未満ノ年少者—緊急労働	— 使用者及被雇者間ノ協定 監督官ノ許可	— 一週七十時間ノ最長限度	特別率 特別率 普通率
「オセアニア」 濠洲 「クイーンズランド」(註六) 「タスマニア」 (年少者及婦人)	仕事ノ不測ノ繁忙 仕事ノ例外的繁忙 商品ノ販賣ニ直接關係アル特別労働	労働監督官ニ對スル届出 超過時間開始ヨリ二十四時間以内ニ於テスル労働監督官長ニ對スル届出 二十四時間以内ニ於テスル労働監督官ニ對スル届出	一年十度 一年四十日以内一日十二時間 一日三時間、一年百二十時間	特別率 普通率 特別率
新西蘭	—	—	—	特別率

(註一) 各個ノ場合ニ於テ許可セラルル超過時間數ハ行政規則ニ依テ定メラル、第三十三表參照
(註二) 右ハ重大ナル祝祭日及地方市日ノ前日ニ許可セラルル超過時間ニ相當ス第三十表參照
(註三) 第三表註ニ參照
(註四) 第三十表註ニ參照、但シ男子及婦人ノ労働時間ハ何レモ一日十一時間一週五十五時間ヲ超ユルコトヲ得ス
(註五) 許可セラルル超過時間數ハ(店鋪シ)ノ爲ニ許可セラルル處ト同一ナリ
(註六) 此ノ除外例ハ十六歳未満ノ兒童ニ適用セス

第三十三表 「勞働ノ例外的繁忙」ノ場合ニ於テ佛蘭西ノ施行規則ニ依リテ許可セラルル超過時間

企 業	許 可 セ ラ ル 延 長
卸賣タルト半卸賣タルト 品ノ買入、獨立シテ經營 セラルル冷蔵庫、トドツ ク、及一般倉庫	海魚ノ運送及鹽漬ケル一年二百時間、種物、小麥、穀粉、飼葉、忽布及穀類業、食料品、石灰、木材 及燃料業——一年二百五十時間、其ノ他ノ商業——一年二百時間、一日ノ延長時間ハ一切ノ場合ニ於テ半 時間以下タルコトヲ得ヌ又一日ノ労働時間ハ十時間ヲ超ユルコトヲ得ヌ、但シ右ノ時間ハ海魚ノ運送 延長タルコトヲ得令ヲ以テ定メラレタル葡萄酒收穫期中ノ「シャンペン」酒及泡起酒業ニ付テハ十二時間迄 延長スルコトヲ得
十萬以上ノ人口ヲ有スル 都市及同一ノ地位ニ在ル 若干ノ他ノ都市ニ於ケル 食料品以外ノ品物ノ小賣 商業	一年五百五十時間、此ノ最長限度ハ或ル都市ニ於ケル或ル企業ニ付一九二八年及一九二九年中ハ五十時 間タケ又一九三〇——一九三一年中ハ二十五時間タケ増加スルコトヲ得、特ニ發送及荷造ニ從事スル 被傭者ニ付テハ右ノ最長限度ハ五十時間タケ増加スルコトヲ得、二個ノ労働日ノ間ノ不連続ノ休息時間 ハ縣労働監督官ノ特別許可ヲ受クルニ非サレハ如何ナル場合ニ於テモ十二時間以下ニ短縮スルコトヲ 得ヌ
巴里中央市場	一年六十時間、果物及野菜業ニ付テハ百時間、一日ノ労働時間ノ最長限度十時間
小賣藥種店	一年五百五十時間（一九二八年及一九二九年中二百時間）、人口五千以下ノ都市ニ於テハ右ノ最長限度ハ 一九三一年十二月三十一日迄百時間タケ又一九三二年及一九三三年ニ於テハ五十時間タケ増加スルコ トヲ得、最長限度ノ延長——一日二時間、關係アル使用者及労働者團體間ノ協定ニ依リ右最長限度ヲ 變更スルコトヲ得
巴里地區ニ於テハ旅館、 「カフェー」、料理店及其 ノ他企業内ニ於テ消費ス ル食料品販賣業	一年五十二日ヲ超エサル間ニ配分セラルル百四時間、勤務時間ハ一日四時間以上延長スルコトヲ得ス
調製業及義毛製造工場	一年五十二時間、一日二時間ノ最長限度、勤務時間ノ最長限度——調製業ニ付テハ十一時間、義毛及 髪ノ製造工場ニ付テハ十時間
銀行並其ノ他一切ノ金融 信用及取引業	百〇四日以内ニ於テ配分セラルル百〇四時間ノ最長限度、労働時間ノ最長限度——一日十時間、但シ 一九〇〇年十月七日ノ命令及株式取式所規則ニ據ケラルル一月一回ノ又ハ二週間一回ノ決算ニ付適當 ノ休息ヲ與フルコトヲ要ス、右ノ最長限度ハ又月半及月末ノ決算日ニ未済ノ爲替手形ニ關聯セル仕事 ニ對シ責任アル被傭者ノ場合ニ延長スルコトヲ得但シ労働時間ハ一日十一時間ヲ超ユルコトヲ得ヌ
一切ノ種類ノ保險業	百〇四日以内ニ於テ配分セラルル一年百〇四時間、一日ノ労働時間ノ最長限度——十時間、但シ一九 〇〇年十月七日ノ命令及株式取式所規則ニ據ケラルル一月一回ノ又ハ二週間一回ノ決算ニ付適當ノ時 ニ於ケル完成ヲ確保スル爲一月二度右ノ限度ヲ超ユルコトヲ得（労働時間ノ延長ニ等シキ補償ノ休息 ヲ與フルコトヲ要ス）
私的事務所、管理事務所 及代理店	百〇四日以内ニ於テ配分セラルル一年百〇四時間、一日十時間ノ最長限度

一九四九年一月一日

10-11-68
10-12-68
10-13-68
10-14-68
10-15-68
10-16-68
10-17-68
10-18-68
10-19-68
10-20-68
10-21-68
10-22-68
10-23-68
10-24-68
10-25-68
10-26-68
10-27-68
10-28-68
10-29-68
10-30-68
10-31-68
11-1-68
11-2-68
11-3-68
11-4-68
11-5-68
11-6-68
11-7-68
11-8-68
11-9-68
11-10-68
11-11-68
11-12-68
11-13-68
11-14-68
11-15-68
11-16-68
11-17-68
11-18-68
11-19-68
11-20-68
11-21-68
11-22-68
11-23-68
11-24-68
11-25-68
11-26-68
11-27-68
11-28-68
11-29-68
11-30-68
12-1-68
12-2-68
12-3-68
12-4-68
12-5-68
12-6-68
12-7-68
12-8-68
12-9-68
12-10-68
12-11-68
12-12-68
12-13-68
12-14-68
12-15-68
12-16-68
12-17-68
12-18-68
12-19-68
12-20-68
12-21-68
12-22-68
12-23-68
12-24-68
12-25-68
12-26-68
12-27-68
12-28-68
12-29-68
12-30-68
12-31-68

[illegible][illegible]

1. 本公司之董事、經理、監察人、及持有本公司已發行股份百分之十以上之股東，均應遵守本章程之規定。

第三十四表、損敗し易き材料の損敗を防止する爲の超過時間——獨逸に於ては「當事者の如何とものすることを得ざる緊急の場合又は例外的の事情に於て一切の他の方法を以てしては處理することを得ざる一時的勞働特に原料若は食糧を保存し又は生産物の損敗を防止する爲の勞働」に對して許可が與へられる。唯一の形式は超過時間を検査を受けた記録簿に記入することである。此の種の勞働に對しては特別の報酬が支給される。

第三十五表、公共の利益の爲の超過時間——亞爾然丁(「コルドバ」及び「サンタ、フェ」兩州)、獨逸、「グア
テマラ」「ラトヴィア」、波蘭、葡萄牙、瑞西(「バーゼル」市)及び「ソヴィエツト、ロシア」は此の理由に基き
超過時間を許可する。

二一九

第三十四表 損敗シ易キ材料ノ損敗ヲ防止スル爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長期間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
芬蘭	品物ノ毀損ノ防止又ハ品物カ曝サレル一切ノ危険ノ除去	—	制限ナシ、但シ少クモ十時間(兒童及年少者ニ付テハ十四時間)ノ不斷的休息時間	普通ノ率
佛蘭西	食糧ノ腐敗ノ防止	縣勞働監督官ニ對スル事前の届出	企業主ニ依テ選ハレタル一日ニ於ケル無制限ノ延長、次ノ各日ニ於テハ企業主ノ一級勞働ニ對シテ定シラレタル限度ヲ二時間以上超エサル延長	普通ノ率
希臘	品物ノ損敗ヲ防止スル爲ノ緊急ナル勞働	警察官廳ニ對スル即時ノ届出	—	普通ノ率
波蘭	材料ノ損失ヲ防止スル爲	權限アル勞働監督局ノ即時ノ届出	一日十二時間	特別ノ率

獨逸のみは超過時間の長さ(不確定の期間に付正規の時間及び延長時間を含み一日十時間)を定めてゐる。

一切の國は此の理由の爲めに勞働する超過時間に對する特別報酬を規定してゐる。

「チエッコスロヴァキア」及び伊太利に於ては此の理由に基く延長は工業にのみ適用するが如く思はれる。

第三十五表 公共ノ利益ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
佛蘭西	除外例ノ必要ヲ認識スル政府ヨリノ命令ニ依リ國ノ安全又ハ公共ノ利益ノ爲遂行セラルル勞働 小賣藥店——流行病ノ場合ニ於ケル緊急勞働	二十四時間以内ニ於テスル縣勞働監督官ニ對スル届出	勞働大臣及勞働ヲ命スル大臣ノ協定ニ依リ各個ノ場合ニ定メラルヘキ限度 流行病ノ範圍ニ從ヒ勞働大臣ニ依リテ又ハ縣ノ命令ニ依リテ定メラルヘキ限度	普通ノ率 普通ノ率 普通ノ率

此の種の除外例に付ては公共の利益の擁護に直接の關係ある一般經濟的理由に依る次ぎの二つの延長の場合に注意する必要がある。

獨逸に於ては、勞働時間に關する團體協約の適用を受ける場合に非ざれば、特別の報酬を受ける條件の下に、一般經濟的理由の爲めに勞働時間を十時間に増加することを得る。此の種の延長は被傭者の法律上の代表者と協議した上工場監督官に依つて與へられる。工業の全部門又は職業の全體に關する場合には、勞働大臣は、關係ある勞働者及び使用者團體並に決定が數州に關する場合には州の中央行政官廳と協議した上決定する權限がある。

伊太利に於ては一切の工業的、商業的及び農業的企業は其の後の通達ある迄其の筋肉勞働者及び給料被傭者の勞働時間を一時間だけ延長することを許可される。併し乍ら、此の種の除外例は、使用者及

び労働者の法律上認められた権限ある職業組合（それは又除外例の適用に付て詳細事項を定めなければならぬ）の間の協約に依つて定められた事情に適應する爲のみに利用し得る。是等の協約は地方労働監督官廳又は國民經濟大臣の査證を求むる爲之に提出するを要する。

第三十六表 國防ノ爲ノ超過時間

國名	除外例ノ性質	除外例ヲ利用スルニ當リ遵守スヘキ形式	延長時間ノ最長限度又ハ超過時間ヲ含ム一日若ハ一週ノ最長限度	報酬ノ率
佛蘭西	除外例ノ必要ヲ認證スル政府ヨリノ命令ニ基キ國防ノ爲ニ遂行セラルル労働	—	労働大臣及労働ヲ命スル大臣ノ協定ニ依リ各個ノ場合ニ於テ定メラルヘキ限度	普通ノ率

第三十六表、國防の理由に依る超過時間——同様の除外例は「リスアニア」（國防の爲に活動する企業）、葡萄牙（動員の場合に於て）及び「ソヴィエット、ロシア」に於ても許可される。

第三款 超過時間に對する給與

前掲の諸表は單に超過時間労働は通常の率を以て給與されるか又は特別の率を以て給與されるかを示すものである。

第三十七表は此の重要な事項に關し補充的資料を包含する。それは各種の立法的措置に含まるゝ超過時間の給與即ち給與の形式特に増加率並に超過時間の計算及び増額に關する各種の規定に付ての他の

資料を提供する。

第四節 超過時間に關する條件の概要

第一款 理由

上に述べた如く、超過時間は多くの且つ色々の理由に依つて本報告書に包含せらるゝ種類の企業に對し許されてゐる。されば之に基いて次ぎの如き一般的觀察を爲すことを得る。

多少永久的の又は不變的理由中、店卸し及び色々の會計的の勞務は最も普通のものである。他方、特別の職務に因る除外例は——是等の職務は第二章に掲げておいた如く一般に免除に依つて處理されるが故に——は極めて尠ない。そして或る季節又は特定の日に對する除外例は、よしんば斯る理由は直接又は間接に労働の繁忙に關する一層一般的の形式に依つて包含し得ることを記憶しておかねばならないとは云へ、數に於ては比較的尠い。多少一時的の理由中最も普通のものは労働の繁忙であつて、それは或は斯く／＼のものと明かに定めてゐるか或は又極めて色々の理由を包含し得る漠然たる用語即ち緊急の労働、例外的の必要若は事情等の形式を以て暗示してゐる。現實の又は急迫せる災害、設備に關する労働、修理其の他に關しては、是等の理由を認めてゐる十八の事例中十四までは工業及び商業に等しく適用する法令中に含まれてゐる。事實上、商業的及び類似の施設物は一般に多くの機

械の使用を必要とする労働を以て行はれない。

各種の施設物を別々に考察するときは、一切の施設物は悉く同一の除外例を要求し乃至は同一の程度に於て超過時間を利用するものでないと云ふことが分る。店舗に對する除外例は、概して云へば、店卸し及び會計事務、色々の労働の繁忙、特に一年の或る季節（温泉場、休日娛樂場所に於ける店舗）、又は一定の日（公の休日、祭日、市場日其の他）に於ける忙しき時期、商品の配達、準備的及び補助的労働、監督職務（商品又は人の）又は監視職務及び損敗し易き材料の損敗の防止等の爲めである。

是等の除外例の多くに付ての重要性は施設物の性質（卸賣店なるか若は小賣店なるか又は料理店、旅館、「カフェー」藥種商、調髪業、「パン」屋其の他の如き特別の施設物なるかに依り）に依つて異つてゐる。例へば、「カフェー」、旅館、料理店等の場合には、晝夜の一切の時間に於てお客の要求を満足せしむるの必要、或る季節、一定の日又は或る事情に於ける労働の繁忙、及び労働の多少間歇的の性質等を考慮しなければならない。

尙ほ多くの國の閉店法は閉店時刻に店内に居るお客に應待することを認むる特別の規定を含んでゐる。斯る措置は、一日の労働の終りと閉店時刻とが一緒の場合に被傭者の労働時間を延長させる効果がある。斯る超過時間に付ては、之を補ふ自由時間の定めなき限り正規労働時間に對する除外例と看做すことを得る。

第三十七表 法令ニ依リテ定メラレタル超過時間給與率

國名	超過時間	増加率	其ノ他ノ規定	備考
歐羅巴地	最初ノ二時間、其ノ後ノ時間、日曜	五〇	團體協約ニ依リ變更シ得	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
白耳義	最初ノ二時間、其ノ後ノ時間、日曜	二五 一〇 五〇	超過時間ニ對シテハ特別ニ報酬ヲ支拂フコトヲ要ス	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
佛蘭逸	——	二五	現行ノ慣習ニ從テ支拂ハル	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
芬蘭	——	五〇	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
伊太利	最初ノ二時間、其ノ後ノ時間、土曜日及公ノ休日	一〇 五〇 七五	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
波蘭	最初ノ二時間、其ノ後ノ時間、夜間及日曜	五〇	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
「ルクセンブルグ」	——	五〇	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
葡牙	——	一〇〇	國及行政官廳ノ被雇者ニ依リテ遂行セザルル超過時間ニ對シテハ夫々ノ企業又ハ業務ノ規則ニ從テ支拂ハルヘシ	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
「ユゴスラヴィヤ」	——	五〇	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
西班牙	男子一日十時間迄、女子一日十時間迄、日曜	二〇	間接的勞働ニ對シテハ協約ニ依リテ定メラル	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
「バーゼル」市	——	二五	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
瑞西	最初ノ二時間、其ノ後ノ時間	一〇 五〇	——	法律ニ依リテ規定セラルル限度ヲ超過セザルル一切ノ勞働ハ超過時間ト看做サルヘシ
亞米利加	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテルズブルグ」	——	——	——	——
「セントルイス」	——	——	——	——
「セントフランシスコ」	——	——	——	——
「セントガブリエル」	——	——	——	——
「セントジョージ」	——	——	——	——
「セントジョンズ」	——	——	——	——
「セントキッツ」	——	——	——	——
「セントルシア」	——	——	——	——
「セントビンセント」	——	——	——	——
「セントクリストファー」	——	——	——	——
「セントエミリア」	——	——	——	——
「セントパウル」	——	——	——	——
「セントピーテル				

(註一) 一切ノ店舗ニ使用セラルル被褥者ハ依リ次ノ日即チ一月一日、復活祭前ノ金曜日、復活祭後ノ月曜日、五月ノ第一月曜日、三月十七日、君主ノ誕生日、クリスマス、デューイ及十二月二十六日ニ行ハルル一切ノ労働ハ半時間ヲ基準トシテ給與セラルル(時間六片ノ最少限度ノ給與ト共ニ)

(註二) 首席監督官依リ文書ヲ以テ許可セラルル場合ニハ右ノ時間前又ハ後ニ一切ノ荷役ヲ運送ニ使用スルコトヲ得但シ右者ハ各時間ニ付二志ノ車ヲ以テ給與セラルルルコトヲ要ス

一切の種類の仕事所、代理店、銀行其他に對する除外例は、主として貸借對照表の作成、會計報告其他、勞働の例外的繁忙、決算期、例外的の又は緊急なる勞働、企業内を監視し又は監督すること等の爲である。

療養施設に於ては患者の適當なる治療及び看護の爲め除外例を必要とする。

最後に、施設物の種類といふ見地よりではなくして被傭者の種類といふ見地より除外例を考へるならば、被傭者が商品の販賣若は取扱ひに使用せらるゝか事務所の仕事に使用せらるゝか、監督の職務に使用せらるゝか將又お客に應待することに使用せらるゝかに従つて、色々の理由の爲めに彼等の勞働時間を延長しなければならないことは明かである。之れは旅館及び料理店等の被傭者にも又直接に公衆に關係ある銀行又は代理店の被傭者にも等しく適用する。

第二款 許可の形式

若干の國は使用者に對し彼れが法律に依つて認められた超過時間を利用するに先ち何等の形式にも従ふことを要求してない。之れは「ボリヴィア」、「ケニア」植民地及び保護國、「ナタル」並に南西アフリカの一般原則であり、又白耳義、希望峰、丁抹、芬蘭、佛蘭西、希臘、和蘭、新西蘭及び葡萄牙に於て或る事情又は特別の理由の場合に於ける一般原則である。

自耳義に於ては、或る超過時間は或る標準に基いて發せられる勅令を以て許可されねばならない。大多數の國に於ては、超過時間は關係當事者間の協定を基礎としてゐる。此の協定は個人的契約又は團體協約の何れの形式をも取ることを得る。個人的契約は塊地利に於て卸賣商業、商業的供給業及び取次店に行はれてゐる。一切の他の國に於ては、明瞭には定められてゐないにしても、團體協約が一般原則である如く思はれる。使用者及び被傭者間の協約は、法令が超過時間を許可し得べき理由を明かにしない場合に一般的に要求せらるゝ條件である。之に對する例外は「コルドバ」(亞爾然丁)及び「サルヴァドル」の場合であるように思はれるが、そこでは超過時間は特別の理由に依つてのみ許可されるにしても、此の條件が課せられてゐる。

芬蘭に於ては、關係當事者の合意ある場合のみ一年に百時間の超過時間を利用することを得る。他の國又は既に述べた以外の事情に於ては、超過時間は警察、行政官廳、勞働監督官廳其の他に依りて色々の方法を以て規律される。

若干の場合に於ては、權限ある機關より許可を受くる迄は超過時間を利用することを得ないが、これは塊地利、希望峰、「マニトバ」、和蘭、「クアーンズランド」其の他に於ける例である。西濠洲に於ては、許可は勞働の場所に掲示しなければならない。超過時間の理由が不測のものであつて間に合ふやうに事前の許可を受くることを得ない場合には、右の形式に依らずして權限ある機關に對する届出を以てすることがある。(丁抹)「クアーンズランド」に於ては、一年に一定時間數だけ此の手續に依ることを得る。

「コルドバ」州に於ては、許可の申請を爲すに先ち關係當事者の協定を必要としてゐる。

若干の國(佛蘭西、「ヴィクトリア」)に於ては、超過時間の開始前又他の國(希臘、波蘭、新西蘭、「タスマニア」、西濠洲)に於ては、その開始後一定期間内に權限ある機關に届出をしなければならない。概して云へば許可の申請及び届出には超過時間の理由、關係ある者の數、超過時間勞働を行ふべき期間其の他を明示しなければならない。併し乍ら、全體としては法令は超過時間を必要とする特別の理由に従つて異なるところの是等の條件及び形式に關し一定の原則を採用してゐない。

第三款 超過時間の團體的又は個人的性質

個々の被傭者又は特別の業務(例へば、監督、番人、配達係其の他)に對する超過時間の除外例に關しては、許可された超過時間が個人的に適用するか又は團體的に適用するかに關し指示を與へてゐる法律は極めて尠ない。併し、此の問題に關する規定は除外例の適用範圍を制限する目的を有することに注意すべきである。

獨逸に於ては一年三十日間に一日二時間の最長限度の許可が與へらるゝ場合又は團體協約に依つて認めらるゝ場合には團體的に超過時間の労働を行ふことを得る。

「リヌアニア」に於ては、労働監督官廳に對する特別の申請に基き例外的且つ緊急の場合に超過時間の労働を爲すことの許可は企業全體又は企業の一部及び労働者の重要な集團のみに與へられる。それにも拘らず個々の労働者及び労働者の小集團に對し労働監督官に現實に申請を爲す前超過時間の労働を爲すことを要求することを得る。尤も斯る超過時間に付ては労働監督官の事後承諾を受けることを要する。

南濠洲に於ては當該省の許可書中に指示せらるゝ者に對してのみ超過時間を適用し得る。

尙ほ、既に述べた如く、若干の法律は超過時間に對する許可の申請又は超過時間の届出には關係ある者の數を指示すべきことを要求してゐる。

第四款 限 度

若干の國は超過時間に付て何等の制限を加へてない（「ボリヴィア」、智利、「サルヴァドル」）。他の國は或る場合に於てのみ此の方法に従つてゐる（「チエコスロヴァキア」、丁抹、佛蘭西、希臘、新西蘭、波蘭及び葡萄牙）。佛蘭西（災害及び修理）及び希臘（「パン」屋——特別の理由、公の休日及び祭日）に於て

は使用者は一定の日數に付てのみ此の特典を利用し得る。超過時間の量を定むる國に於ては、法律を以て若は之に基いて發せられる規則を以て（白耳義、佛蘭西）又は權限ある機關に於て（佛蘭西——公共の利益又は國防の理由に基く延長）「ユーゴ」、スラヴィア」又は關係當事者間の協定を以て（「コルドバ」州）最長限度を定むることを得る。「ラトヴィア」に於ては、或る被傭者に對する超過時間の量は、右の被傭者の労働と分離し得ざる労働に従事する筋肉労働者の労働時間の長さ如何によつてゐる。

許可される超過時間の量は一定期間——その期間は國に依つて異つてゐる——に付いて計算される。一日の最長限度は一般原則である。此の最長限度は或は超過時間數の最長限度乃至超過時間を含める一日の労働時間の最長限度を定むることに依つて（西班牙に於ては婦人の労働に對し後の制度を採用してゐる）或は労働を停止しなければならない時刻を定むることに依つて（希臘——「パン」屋に於ける土曜日労働——葡萄牙——調髪業及び商業的施設物に於ける土曜日労働）決められてゐる。斯くして定められた一日の超過時間の最長限度は特に恒久的の理由に依る超過時間に關する場合には（佛蘭西——準備的及び補助的労働、技術的必要、間歇的労働其の他、希臘——商品の取扱及び配達）不特定の日數に亘り適用することを得る。併し乍ら、大多數の場合に於ては、それは一年に特定日數の間（濠洲の各州及び南阿）又は一定期間（希望峰——或る事情に於て四ヶ月間）適用し得るのみである。他

の國は一年に付て一定の時間總數——それを越ゆることを得ない——まで一日の最長限度を許してゐる（白耳義、佛蘭西、「ケニア」植民地及び保護國、新西蘭、西班牙其の他）。一日の最長限度は、多くの場合に於て、二時間であつて、四時間の場合は例外である。「ロシア」に於ては、四時間の最長限度を連續せる二日間に配分しなければならない。一年の最長限度は多くの場合に於て百時間乃至二百時間である。西班牙は最も長く二百四十時間に達してゐる。

週は超過時間の量を規律する爲の期間として屢々使用される。一日の最長限度と同様に一週の最長限度も、或は一週に許される超過時間の量そのものを定むることに依つて（墺地利——小賣食糧商、料理店及び「バー」、芬蘭、新西蘭——店舗）或は超過時間を含める一週の全労働時間を定むることに依つて（墺地利——信用機關及び銀行、「マニトバ」並に新西蘭）決められてゐる。一週の制限は或は不特定の週數の間（墺地利、「マニトバ」、新西蘭）或は特定週數の間（「ヴィクトリア」——若干の店舗）適用することを得る。或る場合（白耳義、芬蘭）に於ては一週の超過時間の總量は一年に付一定の最長限度を越ゆることを得ない。

和蘭に於ては一日及び一週の最長限度を同時に或る場合に適用してゐる。

最後に若干の國例へば「ケニア」植民地及び保護國では一日又は一週の最長限度に付て何等の規定がないので、事情に應じて利用し得る一年の最長限度を定めてゐる。

上に述べた制度の一つのみを採用してゐる國は稀であつて、制限の方法は事情、人及び遂行さるゝ労働に従つて異つてゐる。

第五款 超過時間の報酬

報酬の目的上如何なる労働時間を超過時間と認むべきか。法律に依つて規定された正規の一日の最長限度を越ゆる時間であるか又は一週の正規の最長労働時間を越ゆる時間であるか。多くの法律は此の點に關し何等の詳細をも規定してない。唯だ少數の國例へば墺地利、白耳義、智利、「エクアドル」、葡萄牙、「クーンズランド」、西濠洲、及び「ソヴィエト」、ロシアの如きは第三十七表に示せる如く超過時間を限定し又智利は月に依つて支拂はれる被傭者に對する超過時間の計算方法を規定してゐる。若干の國は超過時間に對し何等の特別率を規定してない。即ち勃牙利、加奈陀諸州、希望峰、希臘（店舗）、「ケニア」植民地及び保護國、「リヌアニア」、「ナタル」、和蘭、瑞西の「グラールス」州、「タスマニア」、「トランスヴァール」、「ウルグアイ」及び西濠洲はその例である。他の國例へば「コルドバ」州（亞爾然丁）、「チリコスロヴァキア」、佛蘭西、「バナマ」、葡萄牙（若干の人に對し）及び「サルヴァドル」の如きは率は定めてないが、超過時間に對しては各種の形式に依り支拂ふべきことを規定してゐる。併し、本報告に依つて包含せらるゝ一切の他の國は明確に特別率を設けてゐる。多くの場合に於ては法律は普通の賃

銀を基礎とする増額——奥地利、獨逸及び「サンタ、フェ」に於ては此の率は關係當事者間の團體協定に依つて變更し得る——を規定してゐる。時には増額は劃一的であり且つ一切の超過時間に區別なく適用する（亞爾然丁の「メンドサ」、「サルタ」、「サン、ファン」、「サン、ルイス」、「サンタ、フェ」及び「ツークマイン」の各州、濠洲の「ニュー、サウス、ウェールズ」、「ヴィクトリア」及び西濠洲、奥地利、「ボリヴィア」、智利、芬蘭、獨逸、「グアテマラ」、伊太利、新西蘭、葡萄牙、「ユーゴ、スラヴィア」並に瑞西の「バーゼル市」。時にはそれは或は超過時間數に依つて（白耳義、「コスタ、リカ」、「ラトヴィア」、波蘭、西班牙、「ソヴィエト、ロシア」）或は超過時間労働の行はるゝ日の時刻に依つて（「エクアドル」、波蘭、西班牙）或は超過時間労働が労働日に行はるゝか日曜日に行はるゝか又は公の休日に行はるゝかに依つて（白耳義、加奈陀、「ラトヴィア」、波蘭、「サルヴァドル」、西班牙）異つてゐる。一切の國內法は、伊太利及び西班牙に於ける措置を除いては、少くとも二割五歩の増額を規定し、五割の増額が最も一般的で、又屢々特に二時間を超ゆる超過時間並に土曜日及び日曜日に行はるゝ補充的労働の場合には十割に達するものもある。

「ニュー、サウス、ウェールズ」に於ては、超過時間の給與は超過時間に對する最少限度の給料の形式を以て又は普通の給料の増額として定められてゐる。西濠洲、「クイーンズランド」、「ヴィクトリア」及び新西蘭は超過時間に對し増加率及び最少限度の給料の兩者を設けてゐる。

濠洲の大部分の州及び新西蘭では超過時間労働の行はるゝ日に於ける茶代に付て規定してゐる。「クイーンズランド」に於ては、此の祝儀は十六歳未満の子供及び午前七時前又は午後六時三十分後に超過時間労働を爲す婦人にのみ與へられる。

若干の國に於ては、超過時間に關する理由を分類せる表中に示してある如く、一切の超過時間に對し特別報酬を與へない。又或る種の者も特別の率を受くる權利より除外することを得るが、之れは新西蘭の例で、同國では店員にして各部の販賣係主任として使用せられ且つ通常少くとも三名の者を指揮する者及び給料年額二百磅以上を受くる事務所の被傭者に付て然うである。尙ほ同一の國であつて率を或は企業に従つて（新西蘭）或は被傭者の種類（「クイーンズランド」）に従つて變更し得る處もある。又超過時間率を計算する方法に付て若干の觀察を爲すことを得る。例へば奥地利、「ラトヴィア」、智利及び「ソヴィエト、ロシア」の法律は月に依つて支拂はれる被傭者に付て規定を設けてゐる。尙ほ奥地利及び智利の法律は此の種の被傭者が、普通の月給の外に、受くることを得る特別給與又は手數料を掲げてゐる。又一般に時間に依る給料の増額と個數に依る給料の増額との間に區別が設けられてゐない。奥地利、「エクアドル」、及び「ツークマイン」州では法律を以て個數に依る給料の増額に付て計算方法を掲げてゐる。

第五章 實施的措置

本報告書の目的は、現在各國に於ける労働時間を指示することであるが、それは法規の分析——蓋し一切の規律制度は法規を基礎とすべきであるからである——に補足するに是等の規定が實際上如何にして實施せらるゝやを示す若干の資料を以てするに非ざれば完全に達成することを得ない。本問題に關する法制の存在は規定せらるゝ労働時間が概して充分に遵守せられてゐるものと推定し得べき立派な理由であつて、そして右は工場監督官廳又は有力なる労働組合組織を有する諸國に於ては特にそうであるがそれは蓋し何れの場合にしても實際上に得らるゝ状態が一般に法律に依つて要求せらるゝ處に劣らず有利であるからである。とは云へ茲に(一)労働時間に關する法規の實施を確保する爲法規中に挿入せられてゐる實施的措置の概要及び(二)或る團體協約——斯る協約は屢々法律の實施を有效のものとする手段である——の實體に付て述べることはあながち無益のことでもあるまい。

第一節 立法的措置

法規の規定する實施的措置には色々の種類がある。即ち或るものは法規の單純なる實施並に時間表及び労働された時間を示す記録簿に依つて必要な監督を行ふことを目的とし、他のものは規定の違反を豫防し従つて刑罰を用意することを目的とする。

第一款 時間表及び記録簿

時間表は遵守することを要する労働時間を示すものである。使用者にとりては、それは被傭者が彼れに依りて自由に使用せらるゝ時間即ち使用者が一切の計算の基礎とし得べき時間を絶えず想起させるものである。労働者にとりては、それは彼の義務は彼の使用者に依つて定められた労働時間を遵守することであるといふ「ヒント」であると共に一旦定められた制度は必ず遵守せらるべきことを要求する権利の象徴である。工場監督官にとりては、それは違犯を發見し且つ訴追を行ふ基準である。是れ通常法律中に見出されるところの、使用者は時間表を作成し且つ之を一切の關係者が容易に見ることを得べき場所に掲示すべしとする法定要件が其の正當性を見出す所以である。

多數の法規は時間表には或る最低限度の指示を挿入すべきことを要求してゐる。或るものは、交替制が行はるゝ場合には時間表に各交替番及び往々各労働者が労働を始め及び終る時間を示しておくべきことを規定してゐる。労働時間を以て、規定の休憩時間を除いて、労働者が使用者に依りて自由に使用せらるゝ時間と定めてゐる國に於ては、法律が尙ほ労働時間中に與へらるゝ休憩時間を掲げておくことを規定してゐるのは當然のことある。

第三十八表 法令ニ依テ課セラルル時間表ニ關スル義務

國名	時間表、届出ヲ爲シ及企業内ニ告知書ヲ揭示スルノ義務	交替制作業ノ場合ニ各番カ始マリ及終ル時間ヲ届出ツルノ義務	労働時間中ニ與ヘラル時間(食事時間ヲ含ム)ヲ定ムルノ義務	労働シタル時間又ハ超過時間ノ記録簿ヲ保存スルノ義務
歐羅巴				
白耳義	×		×	×
勃牙利	×		×	
「チエツコスロヴァキア」(註二)	×		×	×
芬蘭	×	×	×	×
佛蘭西	×		×	×
獨逸	×		×	×
「シアラタルタ」	×		×	×
英吉利(註二)	×		×	
希臘	×		×	
伊太利	×	×	×	×
「ラトヴィア」	×		×	×
「リトアニア」	×		×	×
和蘭	×	×	×	×
波蘭	×		×	×
葡萄牙	×		×	×
「ユーゴー、スラヴィア」	×		×	×
西班牙	×		×	×
瑞西	×		×	×
「バーゼル」市(註三)	×		×	×
「ソヴィエト、ロシア」	×		×	×
阿弗利加				
南阿	×			×
「オレンヂ」自由國	×			
「トランスヴァール」(註四)	×			
南西阿弗利加				×
「ケニア」				×
亞米利加				
加奈陀				×
「アルバータ」	×			
英領「コロンビア」(註五)	×			
「マニトバ」	×			
「ノヴァ、スコチア」(註六)	×			
亞爾然丁				
「コルドバ」	×		×	
「サルタ」	×			
「サンタ、フェ」	×	×		
「ツークーマン」	×			
智利	×		×	
「エクラドル」	×	×		×
「サルグアイ」	×			
「オセアニア」				
澳洲				
「ニュー、サウス、ウエールズ」	×			×
「クイーンスランド」	×			×
西澳洲	×			×
「ザイイトリア」				
新西蘭				

○超過時間ノミノ場合
(註一)一九一八年十二月十九日ノ法律ノ第三條ハ一日及一週ノ労働時間ノ配分並労働中ニ於ケル一定ノ食事時間ノ定メハ使用者及労働者間ノ協約事項タルヘシト規定セリ
(註二)十八歳未満ノ者
(註三)州會議又ハ労働監督官廳ハ時間表ヲ揭示スルコトヲ命スルコトヲ得
(註四)特許セラレタル店舗ノミニ關ス(料理店、喫茶店、菓子店其ノ他)其ノ他ノ店舗ノ労働時間ハ各個ノ場合ニ於テ勅令ヲ以テ定メラル
(註五)十六歳未満ノ年少者及婦人ニノミ適用ス
(註六)年少者及婦人
(註七)年少者ノミ